

件 名	栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
報 告 内 容	<p>栃木県権限移譲基本方針に基づき、栃木県教育委員会の権限に属する事務を新たに市町村に移譲するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項に基づく意見について、下記のとおり決定したものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">適切なものである</p>

# 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 の一部改正について

教育委員会事務局総務課

## 1 改正の趣旨

栃木県権限移譲基本方針に基づき、栃木県教育委員会の権限に属する事務を新たに市町村に移譲するため、所要の改正をしようとするものである。

## 2 改正の概要

社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき社会教育主事の講習を修了した者について栃木県教育委員会が行う社会教育主事となる資格を有することの認定に関する事務を栃木市が処理することとするため、所要の改正を行う。

## 3 施行期日等

- (1) 平成29年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

第六号議案

栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の

一部改正について

栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月十二日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

・ 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の二の項の次に次のように加える。

一の三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づく事務のうち、同法第九条の四第四号の規定による認定	栃木市
--	-----

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第二条の表一の三の項の上欄に掲げる事務に係る栃木県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に栃木県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において同項の下欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市町村の教育委員会とした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十四号）の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行 条 例										
<p>（市町村が処理する事務の範囲等）            第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1402 159 1760 766"> <tr> <td data-bbox="1680 159 1760 619">一及び一の二 略</td> <td data-bbox="1680 619 1760 766"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1482 159 1680 619">           一の三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づく事務のうち、同法第九条の四第四号の規定による認定         </td> <td data-bbox="1482 619 1680 766">栃木市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1402 159 1482 766">二及び三 略</td> <td data-bbox="1402 619 1482 766"></td> </tr> </table>	一及び一の二 略		一の三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づく事務のうち、同法第九条の四第四号の規定による認定	栃木市	二及び三 略		<p>（市町村が処理する事務の範囲等）            第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1402 826 1760 1436"> <tr> <td data-bbox="1680 826 1760 1436">一及び一の二 略</td> <td data-bbox="1680 1436 1760 1436"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1402 826 1482 1436">二及び三 略</td> <td data-bbox="1402 1436 1482 1436"></td> </tr> </table>	一及び一の二 略		二及び三 略	
一及び一の二 略											
一の三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に基づく事務のうち、同法第九条の四第四号の規定による認定	栃木市										
二及び三 略											
一及び一の二 略											
二及び三 略											